

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(申請書等の経由先) 第2条 略</p>	<p>(申請書等の経由先) 第2条 略 <u>(原動機を用いる小児用の車の確認)</u> 第2条の2 規則第1条第2項第1号に規定する小児用の車(以下「小児用の車」という。)の確認(以下この条及び次条において「確認」という。)を受けようとするときは、<u>小児用の車の確認申請書(様式第1号)により当該小児用の車の通行の場所を管轄する警察署長(その通行場所が公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長)に申請しなければならない。</u> 2 <u>警察署長は、前項の確認申請書を受理し、確認を行ったときは、小児用の車の確認証(様式第1号の2)(以下この条及び次条において「確認証」という。)を交付するものとする。</u> 3 <u>確認を受けた小児用の車の利用者(次条において「確認を受けた利用者」という。)は、当該確認に係る小児用の車を道路において利用するときは、確認証を携帯しなければならない。</u> <u>(小児用の車の確認証の記載事項の変更届出等)</u> 第2条の3 <u>確認を受けた利用者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出て、当該確認証の書換えを受けなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(原動機を用いる身体障害者用の車いすの確認)</p> <p>第2条の2 規則第1条の4第1項に規定する車体の大きさの基準に適合しない車いす(以下「車いす」という。)の確認(以下「確認」という。)を受けようとするときは、市町長にあっては通知書(様式第1号)、その他の者にあっては確認申請書(様式第1号の2)により当該車いすの利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書を受理し、確認を行ったときは、確認証(様式第1号の3)を送付し、又は交付するものとする。</p> <p>3 前項の確認を受けた利用者(以下「確認を受けた利用者」という。)は、当該確認に係る車いすを道路において利用するときは、当該車いすに係る確認証を携帯しなければならない。</p> <p>(確認証の記載事項の変更届出等)</p> <p>第2条の3 確認を受けた利用者は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て、確認証の書替えを</p>	<p>2 確認を受けた利用者は、当該確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。</p> <p>3 確認を受けた利用者は、当該小児用の車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証を回復したときは、当該確認証を速やかに返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定する書換え、再交付の申請又は返納は、当該確認証を交付した警察署長に行わなければならない。ただし、住居を異動している者にあつては、確認を受けた利用者の住居地を管轄する警察署を経由して行うことができる。</p> <p>(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の確認)</p> <p>第2条の4 規則第1条の4第1項に規定する車体の大きさの基準に適合しない車椅子(以下「車椅子」という。)の確認(以下この条において「確認」という。)を受けようとするときは、市町長にあっては通知書(様式第1号の3)、その他の者にあっては車椅子の確認申請書(様式第1号の3の2)により当該車椅子の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。</p> <p>2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書を受理し、確認を行ったときは、車椅子の確認証(様式第1号の3の3)を送付し、又は交付するものとする。</p> <p>3 確認を受けた車椅子の利用者(次条において「確認を受けた利用者」という。)は、当該確認に係る車椅子を道路において利用するときは、前項の車椅子の確認証を携帯しなければならない。</p> <p>(車椅子の確認証の記載事項の変更届出等)</p> <p>第2条の5 確認を受けた利用者が前条第2項の車椅子の確認証の書換え、再交付及び返納を受ける場合は、第2条の3の規定を準</p>

改正前	改正後
<p><u>受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>確認を受けた利用者は、確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>確認を受けた利用者は、当該車いすを利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証を回復したときは、当該確認証を速やかに返納しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定する書替え、再交付の申請又は返納は、当該確認証を交付した警察署長に行わなければならない。ただし、住居を異動している者にあつては、確認を受けた利用者の住居地を管轄する警察署を経由して行うことができる。</u></p> <p>(軽車両が道路を通行する場合の灯火)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 軽車両は、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項第2号の前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器材(軽車両の幅が0.5メートル以上のものにあつては、両側に1個ずつ)を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める尾灯をつけることを要しない。</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により発行される運転記録証</p>	<p><u>用する。</u></p> <p>(軽車両が道路を通行場合の灯火)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 軽車両は、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項の走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器材(軽車両の幅が0.5メートル以上のものにあつては、両側に1個ずつ)を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める尾灯をつけることを要しない。</p> <p>(安全運転管理者等の選任等の届出)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 規則第9条の13第1項後段の規定により前項の届出書に添付しなければならない書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、<u>運転記録の証明に関する事項を記載したもの</u></p>

改正前			改正後		
別表第2（第15条の2関係）			別表第2（第15条の2関係）		
申請等の事項	区分	申請書等の提出先	申請等の事項	区分	申請書等の提出先
略			略		
7 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請		運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を含む。）	7 法第104条の4第5項（ <u>法第105条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定による運転経歴証明書の交付の申請		運転免許課（運転免許センター）又は警察署（幹部派出所を含む。）
略			略		
略			略		

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条の2関係)

<p>小児用の車の確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条第2項第1号の規定に基づき、 同号の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所
	氏名
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ
	長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	

- 注 1 申請者が法人であるときは、住所及び氏名の欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 号の 2 を次のように改める。

7.5					
第	号	交付	年	月	日
小児用の車の確認証					
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、次の利用者が次の特定の通行方法により次の小児用の車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。					
					警察署長 印
記					
1	利用者				
	住所				
	氏名				
2	小児用の車の概要				
	(1) 小児用の車の名称				
	(2) 型式				
	(3) 製品番号				
	(4) 小児用の車の大きさ				
	長さ	センチメートル			
	幅	センチメートル			
	高さ	センチメートル			
3	特定の通行方法の内容				
	(1) 経路				
	(2) その他				
注意事項					
	1	確認を受けた小児用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。			
	2	確認証を受けた小児用の車の利用をやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。			

11.5

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 1 号の 3 を次のように改める。

様式第1号の3（第2条の4関係）

通知書

年 月 日

警察署長 殿

通知者



道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない電動車椅子の購入に要した費用を、下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者

住 所

氏 名

2 支給に係る電動車椅子の概要

(1) 車椅子の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車椅子の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

様式第 1 号の 3 の次に次の 2 様式を加える。

様式第1号の3の2（第2条の4関係）

<p>車椅子の確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	（利用者との続柄）
理由	
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子	車椅子の名称
	型式
	製品番号
	<p>大きさ</p> <p>長さ センチメートル</p> <p>幅 センチメートル</p> <p>高さ センチメートル</p>

- 注 1 申請者が法人であるときは、住所及び氏名の欄は、所在地、名称及び代表者名を記入すること。
- 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

	第 号		交付	年	月	日
	車椅子の確認証					
	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、次の利用者が次の車椅子を利用することがやむを得ないことを確認する。					
					警察署長	印
	記					
	1 利用者 住所 氏名					
	2 車椅子の概要					
	(1) 車椅子の名称					
	(2) 型式					
	(3) 製品番号					
	(4) 車椅子の大きさ					
	長さ	センチメートル				
	幅	センチメートル				
	高さ	センチメートル				
	(5) その他特定事項					
	注意事項					
	1 確認を受けた車椅子を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。					
	2 確認証を受けた車椅子の利用をやめた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。					

11.5

7.5

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。